

上山市

Kaminoyama City

おくやみ
ハンドブック

ご遺族の方へ

ご家族の方のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

上山市では、ご家族の皆様が届出などをしなければならない、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、ご遺族の皆様にも少しでもお役に立てば幸いです。

上山市役所 023-672-1111

事前準備について

上山市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずは下記をご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をしましょう。

STEP 1 持ち物の確認

2ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要です。相続人について、ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4 ご来庁ください

このハンドブックと必要なものをご持参の上、上山市役所へお越しください。



来庁時必ずお持ちいただくもの

●ご遺族の方のもの

- 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- 認印（※相続人代表及び喪主）
- 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表及び喪主、年金請求者）

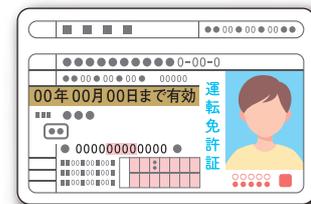
※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要です。

●亡くなられた方のも

- 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳及び年金証書）
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
 - ※国民健康保険の世帯主が亡くなられた場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の被保険者証
 - ※亡くなられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
 - ※加入者が亡くなると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。
 - ・葬祭を行ったこと及び喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状など）
- 介護保険被保険者証
- 福祉医療証（身・親・子）
- 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

●本人確認書類について

- 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）
 - 運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など
 - 2点で本人確認できる書類
 - 健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証、医療受給者証、各種年金手帳、学生証 など
- ※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人が亡くなった後の手続きなどの一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	<ul style="list-style-type: none"> ○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・告別式 ○初七日 ○四十九日 ○納骨 	<ul style="list-style-type: none"> ○死亡届など ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金などの手続き (34 ページ参照) ○遺言調査・遺言書の検認 ○相続人調査 ○相続財産調査 ○相続放棄・限定承認 	<ul style="list-style-type: none"> (33 ページ参照)
4ヶ月以内			<ul style="list-style-type: none"> ○所得税の準確定申告 (36 ページ参照)
10ヶ月以内		<ul style="list-style-type: none"> ○遺産分割協議 (35 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更など 	<ul style="list-style-type: none"> ○相続税の申告 (36 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	<ul style="list-style-type: none"> ○一周忌 	<ul style="list-style-type: none"> ○遺留分侵害額請求 	

上山市で必要な手続きについては7ページから、窓口・問い合わせ先と併せて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、ゆっくりでも、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

区分	☑	該当事項	詳細ページ
住民登録に関する手続き	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	P.7
	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしていた	
保険に関する手続き	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.8
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.9
年金に関する手続き	<input type="checkbox"/>	国民年金に加入または受給していた	P.10
	<input type="checkbox"/>	厚生年金に加入または受給していた	
	<input type="checkbox"/>	共済年金に加入または受給していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
税金に関する手続き	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P.12
	<input type="checkbox"/>	固定資産を所有していた(相続登記が済んでいない)	P.13
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.14
介護保険に関する手続き	<input type="checkbox"/>	65歳以上または介護認定を受けていた	P.15
福祉(障がい)に関する手続き	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.16
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.17
	<input type="checkbox"/>	重度障害児手当を受給されていた	P.18
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療受給者証を利用して通院していた	

区分	☑	該当事項	詳細ページ
福祉(障がい)に関する手続	<input type="checkbox"/>	心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた(扶養年金)	P.19
	<input type="checkbox"/>	重度心身障がい(児)者医療証を交付されていた	P.20
	<input type="checkbox"/>	福祉タクシー券を利用していた	P.21
	<input type="checkbox"/>	自動車燃料費助成券を利用していた	
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	P.22
	<input type="checkbox"/>	障害福祉サービスを利用していた	
	<input type="checkbox"/>	地域生活支援サービスを利用していた	P.23
子どもに関する手続	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.24
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	子育て支援医療証を交付されていた	P.25
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療証を交付されていた	
	<input type="checkbox"/>	養育医療券を交付されていた	P.26
上下水道に関する手続	<input type="checkbox"/>	上下水道、農業集落排水又は浄化槽(市管理)を使用していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中であった	
その他の手続	<input type="checkbox"/>	農地を所有していた	P.29
	<input type="checkbox"/>	森林の土地を所有していた	

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却

手続き詳細	期 限
<p>【マイナンバーカード・個人番号通知カード】</p> <p>亡くなられた方に関する相続や納税、死亡保険金の支払いなどにおいて、個人番号（マイナンバー）の提示が求められる場合があるので、しばらくの間保管し、必要がなくなったらご自分で破棄してください。</p> <p>【住民基本台帳カード】</p> <p>カードの返却をお願いいたします。</p>	<p>なし</p> <p>手続き可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【住民基本台帳カード】</p> <p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民基本台帳カード</p> <p><input type="checkbox"/> 窓口に来られる方の本人確認書類</p>	<p>市民生活課 市民記録係</p> <p>☎ 023-672-1111</p> <p>内線：111、112、113、115</p>

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。</p> <p>同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。</p>	<p>なし</p> <p>手続き可能な人</p> <p>どなたでも可</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）</p>	<p>市民生活課 市民記録係</p> <p>☎ 023-672-1111</p> <p>内線：111、112、113、115</p>

2. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険証を回収しています。 ※市役所本庁または各出張所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険被保険証	健康推進課 国保係 ☎ 023-672-1111 内線：121

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
	手続き可能な人 葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の印鑑 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書)	健康推進課 国保係 ☎ 023-672-1111 内線：121

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に申立て申請ができます。	2年以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預金通帳など(相続人のもの)	健康推進課 国保係 ☎ 023-672-1111 内線：121

2. 保険に関する手続き

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 保険証の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために被保険証を回収しています。 ※市役所本庁または各出張所に返却が難しい場合は、はさみなどで細かくしてから処分してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療保険証	問い合わせ先 健康推進課 国保係 ☎ 023-672-1111 内線：123

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険組合か国民健康保険からの葬祭費の支給を選択することができます。	葬祭を行った日の翌日から 2年間
必要なもの	手続き可能な人 葬祭執行者
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳 <input type="checkbox"/> 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書)	問い合わせ先 健康推進課 国保係 ☎ 023-672-1111 内線：123

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給が出来なくなった場合に申立て申請ができます。	2年以内
必要なもの	手続き可能な人 相続人
<input type="checkbox"/> 預金通帳など(相続人のもの)	問い合わせ先 健康推進課 国保係 ☎ 023-672-1111 内線：123

3. 年金に関する手続き

国民年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。 ※受給していた年金が、老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害者基礎年金、寡婦年金、特別障害給付金のみの場合は、市役所へお問い合わせください。 ※国民年金とあわせて厚生年金を受給していた方は、「厚生年金に加入、または受給していた」をご覧ください。	-
	手続き可能な人
	-
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの	市民生活課 市民記録係 ☎ 023-672-1111 内線：114

厚生年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。 ※受給していた年金が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、障害厚生年金の場合は、年金事務所へお問い合わせください。	-
	手続き可能な人
	-
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの	日本年金機構山形年金事務所 ☎ 023-645-5111

3. 年金に関する手続き

共済年金に加入または受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が加入していた年金や受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。亡くなられた方などの基礎年金番号の分かるものを準備の上、事前にお問い合わせください。	-
	手続き可能な人
	-
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方などの基礎年金番号が分かるもの	各共済組合

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
農業者年金死亡届、未支給年金請求、又は死亡一時金請求の届出を住所地の近くの農協支店を通し農業者年金基金へ提出してください。	10日以内
	手続き可能な人
	遺族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の農業者年金被保険者証(被保険者である場合。現に保有している場合に限る)	農業委員会事務局 農地農政係 ☎ 023-672-1111 内線：407
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の農業者年金証書(受給権者の場合) ※紛失の場合は、届出する農協の窓口でご相談ください。	
<input type="checkbox"/> 死亡確認が出来る戸籍又は除籍の謄本等	
<input type="checkbox"/> 請求者の預金通帳	
<input type="checkbox"/> 請求者と亡くなられた方の関係を証明する戸籍又は除籍の謄本	

MEMO

4. 税金に関する手続き

税金の納付が済んでいない

手続き① 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税や保険料（介護保険、後期高齢者医療保険）の納付が済んでいない場合は、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要があります。納付状況が不明の場合は、ご相談ください。	納税通知書に記載の納期限まで
	手続き可能な人
	-
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 納税通知書 <input type="checkbox"/> 納付書	税務課 庶務・納税係 ☎ 023-672-1111 内線：138

手続き② 口座振替の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が口座振替（自動払込）制度を利用されていた場合は、振替口座の停止または変更の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	-
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 別途ご案内します	税務課 庶務・納税係 ☎ 023-672-1111 内線：138

MEMO

4. 税金に関する手続き

固定資産を所有していた(相続登記が済んでいない)

手続き 固定資産現所有者届出書の提出

手続き詳細	期 限
<p>固定資産の所有者(固定資産税の納税義務者)の方が亡くなられた場合は、その方に代わって、固定資産を「現に所有している者(相続人)」が翌年度からの納税義務者となることから、「固定資産現所有者届出書」の提出が必要になります。</p> <p>※年内中に相続登記が済んだ場合は、届出書の内容によらず、登記名義人が翌年度からの納税義務者になります。</p> <p>※この届出は、翌年度からの固定資産税の納税義務者となる方を申出するためのものであり、登記簿上の所有者を変更するものではありません。</p> <p>※登記簿上の所有者を変更するには、法務局で相続登記の手続きをする必要があります。</p> <p>※届出書が提出されない場合、市が「固定資産を現に所有する者(代表者)」を指定することがあります。</p> <p>※相続人の方が相続放棄をされる場合、その方は「固定資産を現に所有する者」とはならず、翌年度からの納税義務者にもなりません。その場合は、家庭裁判所が交付する「相続放棄申述受理証明書」の写しの提出が必要となります。(家庭裁判所から市への通知等はい行われませんので、写しの提出がないと納税義務者となる場合があります。)</p>	<p>現所有者であることを知った日から3か月以内</p> <p>※郵送で固定資産現所有者届出書が届いた方は約2週間以内</p>
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定相続人の方が相続される場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則不要 <p>【法定相続人以外の方が相続される場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺言書の写しなど 	<p>税務課 固定資産税係</p> <p>☎ 023-672-1111</p> <p>内線：136</p> <p>管轄の法務局 山形地方法務局</p> <p>☎ 023-625-1321</p>

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。	亡くなられた日から 30日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など) <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続する場合のみ:相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 住民税係 ☎ 023-672-1111 内線: 133

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から 15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本など) <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ:相続人からの委任状	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
	問い合わせ先
	税務課 住民税係 ☎ 023-672-1111 内線: 133

6. 福祉（障がい）に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	福祉課 障がい福祉係 ☎ 023-672-1111 内線：186

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 障がい福祉係 ☎ 023-672-1111 内線：186

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 障がい福祉係 ☎ 023-672-1111 内線：186

6. 福祉（障がい）に関する手続き

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当受給者死亡届の提出、特別児童扶養手当証書の返還
 （未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給）
 資格が継続する場合は認定請求書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 死亡診断書の写しまたは戸籍抄本 （受給者変更のため戸籍謄本を提出する場合は省略可） <input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の通帳写し <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の通帳の写し	福祉課 障がい福祉係 ☎ 023-672-1111 内線：187

【児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出、特別児童扶養手当証書の返還
 （未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当証書	福祉課 障がい福祉係 ☎ 023-672-1111 内線：187

重度障害児手当を受給されていた

手続き 重度障害児手当喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障害児手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は相続人の振込口座の分かるもの <input type="checkbox"/> 重度障害児手当証書	福祉課 障がい福祉係 ☎ 023-672-1111 内線：186

自立支援医療受給者証を利用して通院していた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自立支援医療受給者証をお持ちだった場合、死亡日をもって使用不可となります。	速やかに
自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）を返却してください。	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の自立支援医療受給者証 （更生医療・精神通院・育成医療）	福祉課 障がい福祉係 ☎ 023-672-1111 内線：186

MEMO

6. 福祉（障がい）に関する手続き

心身障害者扶養共済制度の年金を利用していた（扶養年金）

【掛金を支払っていた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

手続き詳細	期 限
掛金を支払っていた方が亡くなられた場合、年金支給の請求の手続きが必要です。	掛金を支払っていた方が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金を受給する方または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票 <input type="checkbox"/> 年金を受給する方の振込口座のわかるもの	福祉課 障がい福祉係 ☎ 023-672-1111 内線：187

【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

手続き詳細	期 限
障がいのある方が加入者（保護者）よりも先に亡くなられた場合、加入期間などに応じて弔慰金が請求できます。	受給予定者が亡くなられた日から3年以内
	手続き可能な人
	年金加入者または、扶養年金管理者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票 <input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 加入証書	福祉課 障がい福祉係 ☎ 023-672-1111 内線：187

【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

手続き 死亡・重度障害届出書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が年金を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から14日以内
	手続き可能な人
	指定相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の除住民票 <input type="checkbox"/> 年金証書	福祉課 障がい福祉係 ☎ 023-672-1111 内線：187

重度心身障がい（児）者医療証の交付を受けていた

手続き 重度心身障がい（児）者医療証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度心身障がい（児）者医療証を交付されていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	なし
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度心身障がい（児）者医療証 <input type="checkbox"/> 未請求分の医療費領収書 <input type="checkbox"/> 未請求分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	健康推進課 国保係 ☎ 672-1111 内線：121

6. 福祉（障がい）に関する手続き

福祉タクシー券を利用していた

手続き 未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の福祉タクシー券	福祉課 障がい福祉係 ☎ 023-672-1111 内線：187

自動車燃料費助成券を利用していた

手続き 未使用分の自動車燃料費助成券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が自動車燃料費助成券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の自動車燃料給油券があれば返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の自動車燃料給油券	福祉課 障がい福祉係 ☎ 023-672-1111 内線：187

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更または返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、死亡日をもって通所受給者証の保護者変更となります。また、通所している児童が亡くなった場合には通所受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	福祉課 障がい福祉係 ☎ 023-672-1111 内線：186

障害福祉サービスを利用していた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、死亡日をもって障害福祉サービス受給者証の返却となります。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	福祉課 障がい福祉係 ☎ 023-672-1111 内線：186

7. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当及び受給者の変更につき、手続きが必要となります。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
【受給予定者変更の場合】 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 受給予定者の通帳またはキャッシュカード <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> 受給予定者のマイナンバー（配偶者有の場合、配偶者のマイナンバーも必要） 【未支払いがある場合はお子様への場合】 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳またはキャッシュカード	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	福祉課 地域福祉係 ☎ 023-672-1111 内線：188

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未支払いの手当がある場合は、対象児童に支払うことができます。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> お子様名義の通帳またはキャッシュカード	福祉課 地域福祉係 ☎ 023-672-1111 内線：188

7. 子どもに関する手続き

子育て支援医療証を交付されていた

手続き 医療証の返却

手続き詳細	期 限
子育て支援医療証を交付していた児童が亡くなった場合、その児童の医療証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 児童の子育て支援医療証	児童の保護者
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	問い合わせ先
	健康推進課 国保係 ☎ 023-672-1111 内線：121

ひとり親家庭等医療証を交付されていた

手続き 医療証の返却

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療証費を交付していた方が亡くなった場合、その医療証は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなった方のひとり親家庭等医療証	【児童が亡くなった場合】 児童の保護者
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	【保護者が亡くなった場合】 親族
	問い合わせ先
	健康推進課 国保係 ☎ 023-672-1111 内線：121

養育医療券を交付されていた

手続き 受給券の返納または破棄

手続き詳細	期 限
養育医療券を交付していた乳児が亡くなられた場合、その乳児の医療券は死亡日をもって失効となりますので、返納または破棄してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 乳児の養育医療券 <input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	乳児の保護者
	問い合わせ先
	子ども子育て課 子育て支援係 ☎ 023-672-1111 内線：198

MEMO

8. 上下水道に関する手続き

上下水道または農業集落排水を使用していた

手続き 名義変更または中止手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更または中止手続きが必要となります。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑	上下水道課 管理係 下水道経営係 ☎ 023-672-1111 内線：173、176

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑	上下水道課 下水道経営係 ☎ 023-672-1111 内線：176、177

浄化槽（市管理）を使用していた

手続き 浄化槽使用者等変更届の提出、口座名義人の変更手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義で浄化槽（市管理）を使用していた場合、使用者名義人の変更届及び、引き落とし口座名義人の変更などの手続きが必要です。 上下水道課へ届け出てください。	できるだけ速やかに
	手続き可能な人 親族または同居者が望ましい
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑	上下水道課 下水道経営係 ☎ 023-672-1111 内線：176、177

9. その他の手続き

市営住宅に住んでいた

手続き 入居承継申請の手続き、または住居を明け渡す手続き

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義を引き継ぐ手続きや、異動の手続きが必要です。手続きの詳細については、建設課へお問い合わせください。</p> <p>どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。</p> <p>(1) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいる場合 名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請）※</p> <p>(2) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいない場合 住宅を明け渡す手続き</p> <p>(3) 入居名義人の方以外が亡くなられた場合 異動の手続き</p> <p>※入居承継申請については、承継できない場合があります。 承継できない場合は、明け渡しの手続きが必要になります。</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>親族</p>
必要なもの	問い合わせ先
お問い合わせください。	<p>建設課 建築・住宅係</p> <p>☎ 023-672-1111</p> <p>内線：429</p>

MEMO

9. その他の手続き

農地を所有していた

手続き 農地を相続した旨の届出

手続き詳細	期 限
農地等をお持ちの方が亡くなられた時は、法務局で相続登記の手続きが必要です。 農地の相続登記が終わりましたら、農業委員会へ登記完了証の写しをお持ちになり届出をお願いします。 ※相続した農地の管理が難しい場合、農業委員会では農地の借り手を探すお手伝いをしています。お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局へお問い合わせください。	農地についての権利を取得したことを知った時点からおおむね10か月以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続登記の登記完了証の写し	農業委員会事務局 農地農政係 ☎ 023-672-1111 内線：406

森林の土地を所有していた

手続き 新たに森林の土地の所有者となった旨の届出

手続き詳細	期 限
山林の相続登記が終わりましたら、農林夢づくり課農村森林係に登記完了証の写し、森林の位置を示す地図等をお持ちになり届出をお願いします。届出をもとに林地台帳の更新を行います。	登記完了後、速やかに
	手続き可能な人
	相続、贈与、売買などで新たに森林の土地の所有者となった方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続登記の登記完了証の写し（相続人の場合）	農林夢づくり課 農村森林係 ☎ 023-672-1111 内線：404

MEMO

チエツクリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険被保険者証やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 遺族厚生年金裁定請求書、故人の年金手帳、戸籍謄本、死亡診断書のコピー、所得証明書、住民票など、受取人の印鑑、振込先の預金通帳 ※マイナンバーの記入により添付を省略できる書類や別途必要な書類があります。詳しくは年金事務所へ問い合わせてください。</p> <p>【手続き先】 年金事務所</p>

改葬・墓じまいの手続きについて

1 新しい改葬先を確保

改葬先の管理者から下記の書類を発行してもらいます。
・受入証明書 ・永代使用許可書

2 埋葬証明証を発行

現在、埋葬されている墓地の管理者から、埋葬証明書を発行してもらいます。

3 改葬許可証の受け取り

永代供養や納骨堂に遺骨を移す際に必要な手続きです。
※散骨や手元供養の場合は不要なことが多いですが、念のため事前に確認しておきましょう。

▼必要書類

改葬許可申請書・受入証明書・埋葬証明書

▼提出先(受取先)

墓地のある市区町村に提出し、改葬の申請を行って改葬許可証を受け取ります。

4 遺骨を取り出し(魂抜き)

住職などにお経を挙げてもらって遺骨を取り出します。遺骨の取り出しは石材店にお願いするため、事前にどこにお願いするか決めておきます。

5 納骨、魂入れ

改葬先に改葬許可証を提出し、納骨を行います。
※手元供養や散骨の場合は異なります。

担当課・問い合わせ先

市民生活課 市民記録係
☎ 023-672-1111 内線:113

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	上山警察署 ☎ 023-677-0110 総合交通安全センター ☎ 023-655-2150
恩給を受給していた	<input type="checkbox"/>	総務省恩給相談室へお問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費(指定難病)受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	<input type="checkbox"/>	故人の住所地を管轄する健康福祉センター(保健所)へお問い合わせください。	村山保健所 ☎ 023-627-1100
被爆者健康手帳を持っている	<input type="checkbox"/>		
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金の請求、入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社または代理店

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

相続に関する手続きチェックリスト

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
<input type="checkbox"/>	遺言書の探索		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問合せすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

家系図 (3親等内の親族)

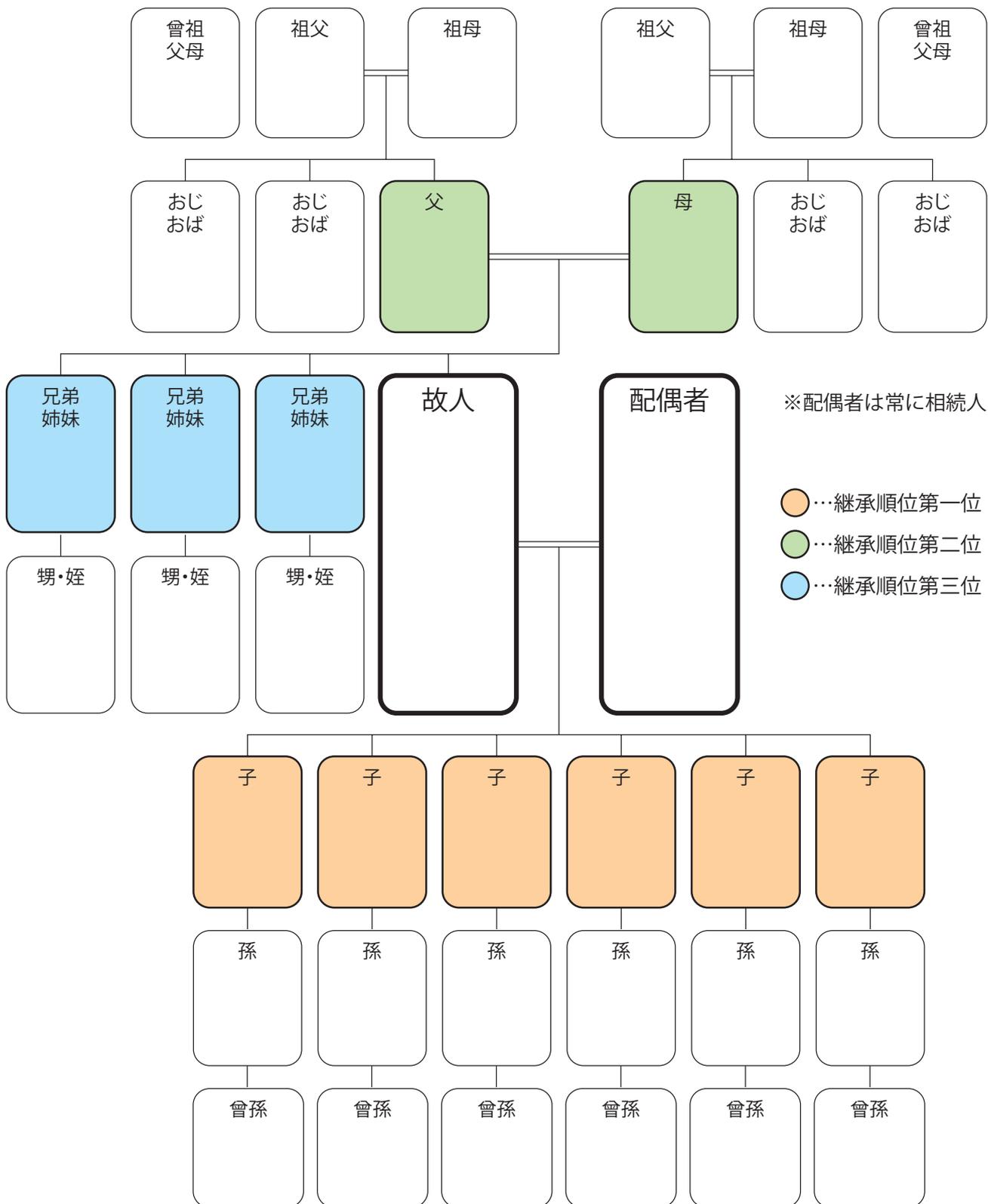
チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは 35 ページ及び法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チエックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

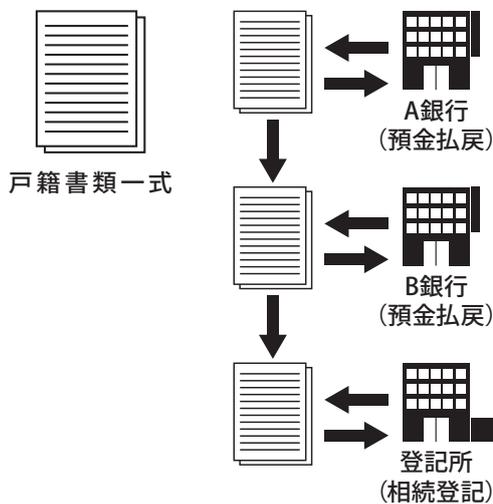
法定相続情報証明制度

平成29年5月29日から、全国の登記所（法務局）において、各種相続手続きに利用することができる「法定相続情報証明制度」がスタートしました。この制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

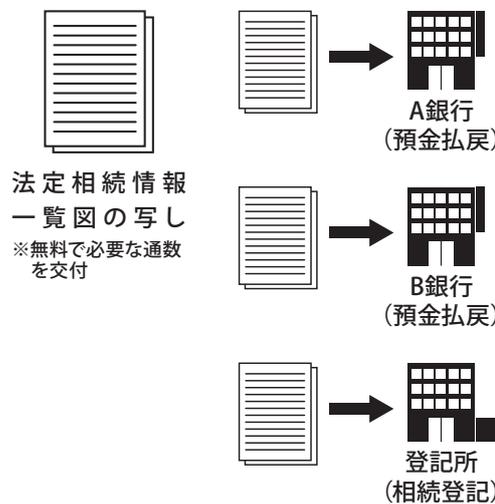
（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出（法定相続人または代理人）

- 1.市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 2.法定相続情報一覧図を作成します。
- 3.所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付（登記所）

- 1.登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 2.認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

[法務局ホームページ](#)

[検索](#)

委任状

代理人

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(宛先) 上山市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例) ○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

山形の空き家 管理いたします。

[対応地域]

**山形県
村山地域** 近隣

山形市・上市市・寒河江市
山辺町・中山町・天童市
尾花沢市・大石田町
東根市・村山市・朝日町
白鷹町・南陽市・高島町

※上記以外の近隣地域は
お問合せください。



空き家の
実家を相続
したけど…



長期転勤で
空き家状態に
なってしまう



これから先
実家が空き家
になるかも

空き家のお悩みありませんか？

資産価値をさげない家の管理なら

私たちにおまかせください！

将来は
住む予定だが
今は空き家



実家の親が
入院して
空き家に…



施策 01

定期点検コース

空き家になって間もない住宅から
長年ご自身で管理されている住宅まで、
日ごろの管理をプロに任せることで
適切な資産管理を維持できます。

特典：年契約は2か月分無料です。



空き家を解決コース

それぞれのお客様の目的に合わせ、
約3年を目安にした
解決までのスケジュールを
設定いたします。

お客様とその先の解決策を見据え
管理しながら最終解決を図ります。

家財片付・庭木の剪定・除雪・建物解体・リフォームも承ります。



清三郎株式会社
SEIZABURO

山形県山形市鉄砲町3-2-12

☎ 023-676-4151

✉ contact@seizaburo.com

🌐 https://seizaburo.com



相続についてのご相談は 私たち専門家にお任せください



葬儀後何から始めればいいのか？

我が家は相続税はかかるの？

「争族」にならないためには？

わからないことだらけで不安…



様々なお悩みを抱えるお客様に
そっと寄り添い、サポートいたします

相続専門の
税理士&
スタッフが
対応

豊富な知見と
ノウハウで
税務調査も
安心

専門家との
安心の
ネットワーク

先を見越した
提案&手続

＼ 初回面談無料！まずはお気軽にお電話ください ／

山形相続サポートセンター

運営：税理士法人あさひ会計



面談予約ダイヤル

(受付時間：平日 9:00～17:00)



0120-652-144

山形県山形市東原町二丁目 1 番 27 号 TEL：023-631-6521

<https://www.asahikaikei.com/>

お問い合わせは
こちらから



本誌をご覧の上、お問い合わせいただいた方に、
『相続まるわかりハンドブック』をプレゼント

ご存知
ですか？

死後手続きは 生前から始められます！

こんな方
におすすめ
です

- ☑ 自分の死後の手続きは誰がやってくれるのか不安。
- ☑ 自分が認知症になったとき誰がサポートしてくれるのか不安。
- ☑ 介護施設の入居や転居のタイミングで誰に身元保証を依頼すればいいかわからない。



わたしの死後手続きで相談して始めましょう！

POINT
1

専任コンサルタントの
手厚いサポート

POINT
2

ご紹介する専門家は
お住まいのエリアで安心

POINT
3

必要な手続きを
一貫して行います

まずはお気軽にお問い合わせください

通話料
無料

☎ 0120-487-413

受付時間

9時-17時(年中無休)



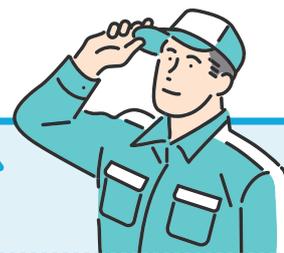
鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「わたしの死後手続き」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)介護サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業

遺品の整理はお済みでしょうか？

安心できる遺品整理で解決！



POINT 1 選べる見積もり方法



ご自宅に訪問して



対面なしで安心



写真送付で最短30分

まずはLINEでお友達登録！

LINE登録後、3つのお見積もり方法で
すぐにご依頼いただけます。



POINT 2 一人ひとりを手厚く

ご相談から施行まで、専任コンシェルジュが
一人ひとりに寄り添ってサポートいたします。

POINT 3 比較もかんたん

価格やサービスを比較できる、複数業者の
一括見積もりをご利用いただけます。

通話料
無料

☎ 0120-964-850

受付時間 9時-17時(年中無休)

安心できる遺品整理



鎌倉新書
Kamakura Shinsho

「安心できる遺品整理」は、東証プライム上場(証券コード:6184)の鎌倉新書が運営しています。

運営会社:株式会社 鎌倉新書(東証プライム上場、証券コード:6184) 〒104-0031 東京都中央区京橋2丁目14-1兼松ビルディング3階 代表:03-6262-3521 主な事業内容:(1)供養サービス事業 (2)供養関連書籍出版事業 (3)相続サービス事業

「葬儀後のいろいろをあっちこちに頼むのは大変・・・」
 そんなお困り事をサポートします！



平安典礼の ライフ エンディング サポート

ご葬儀後のアフターも
 ワンストップでトータルサポート！



平安典礼会館 セレモニーホール 上山

上山市金生1丁目16-53-5 ☎ 023-695-5858

▶▶サービスの一部をご紹介します

ご法事トータルサポート 四十九日のお手伝い



ご法事に必要なお使い状の作成からお料理や引物などのお手配、お寺やお墓のお花、ローソクやお供物などをサポートスタッフが一括でお手配いたします。

大切なものを届ける架け橋 遺品整理・お焚き上げ



生活を彩る愛用品、思い出のアルバム、大事にしていたお人形やぬいぐるみなどをご供養後に「焚き上げ」にてお焚き上げをいたします。

大切な人が眠る場所 お墓のご相談



お墓のお掃除ができない方の墓掃除代行サービスや納骨のお手伝い、お墓の建立からお墓のお引越など、お墓に関わるお悩みを解決します。

平安典礼スタッフ対応で安心！

その他にもさまざまなサービスがございますので資料請求、ご相談などご連絡ください！



▶▶平安典礼のご葬儀をご利用されなかった方もお気軽にご連絡ください！

資料請求・お問い合わせはこちらまで▶

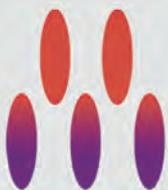
☎ **0120-24-7575**

平安典礼本部 営業時間 9:00~17:30
 〒990-2447 山形市元木1丁目13-25

☎ **023-633-8000**

🌐 <https://www.heian-tenrei.com>

✉ t-soudan@heian-tenrei.com



想儀という名の葬儀へ

平安典礼

発 行 上山市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2023年1月